

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地
第433会計隊長 津曲 英樹

下記の通り、一般競争入札を実施するので関係事項承知の上参加されたい。

1 競争入札に付する事項
調達件名及び数量等

Gp	件名	規格	需要場所	使用期間	備考
1	陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地で使用する電気	各仕様書のとおり	陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日	A : 814 kW B : 3,670,758kWh
2	陸上自衛隊板妻駐屯地で使用する電気		陸上自衛隊板妻駐屯地		A : 810 kW B : 3,646,618kWh
3	陸上自衛隊駒門駐屯地で使用する電気		陸上自衛隊駒門駐屯地		A : 875 kW B : 3,641,211kWh
4	駒門駐屯地 梅の木水源地で使用する電気(動力)		陸上自衛隊駒門駐屯地		A : 6 kW B : 120kWh
5	駒門駐屯地 梅の木水源地で使用する電気(電灯)		梅の木水源地		A : 10A B : 60kWh

※備考欄中のAは「予定契約電力」、Bは「予定電力使用量」

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行うとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- (6) 令和04・05・06年度防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)審査結果通知を受けた者のうち「物品の販売」のC等級以上に格付され、「関東・甲信越」又は「東海・北陸」地域における競争参加資格を有する者であること。
- (7) 電気事業法第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。ただし、電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (8) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、二酸化炭素排出原単位、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入及び需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組

に関し、入札適合条件を満たす者であること。

- (9) 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は**再生可能エネルギー比率30%**とすることが可能であること。
- (10) その他入札説明書において示す条件を満たす者であること。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地 第433会計隊契約班 事務室
東部方面会計隊HP (<https://www.mod.go.jp/gsdf/eae/kaikei/eafin/index.html>)

4 入札説明会及び現場説明会の場所及び日時

実施しない。ただし、現場確認等が必要な場合は、個別に対応する。

5 入札執行の場所及び日時

(1) 場 所

陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地 会計隊入札室

(2) 日 時

令和5年2月10日（金）9時00分

6 保証金に関する事項

(1) 入札保証金

免除とする。ただし、落札者が契約を締結しない場合、入札金額に消費税相当額を加算した額の100分の5に相当する金額以上を違約金として徴収する。

(2) 契約保証金

免除とする。ただし、契約者が契約を履行しない場合、契約金額の100分の10に相当する金額以上を違約金として徴収する。

7 入札の無効

- (1) 第2項に示す競争入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札（入札説明書の第3号に示す書類の提出は必須）
- (2) 入札金額又は入札者氏名が判明し難いもの
- (3) 電報、電話及びFAXによる入札
- (4) 郵便入札の場合、期限までに到着しなかった札
- (5) 入札及び契約心得に示す暴力団排除に関する誓約事項に違反した者の入札
- (6) その他入札に関する条件に違反して行った入札

8 落札決定方法

- (1) 総価（グループ別）で、当隊所定の予定価格の範囲内でかつ最低の金額をもって入札をした者を落札者とする。なお、落札となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税相当分を差し引いた金額を入札書に記載すること。

9 契約書作成の要否

要

10 その他

- (1) 郵便による入札は、令和5年2月9日（木）17時00分までに必着とする。入札書を内封筒に入れ、内封筒に会社名・入札日時・件名及び入札書在中と朱書きにより明記して郵送し、発送者の責により到着の確認をすること。
- (2) 競争参加者は、提出した入札書の変更及び取り消しをすることが出来ない。
- (3) 代表者以外の代理が入札に参加する場合は、委任状を提出することとし、日本国籍を有すること。
- (4) 第2項（6）に示す資格審査結果通知書（写）は、入札開始までに提出すること。
- (5) 本入札においては郵便入札を可とする。
初度入札で郵便による入札参加者があった場合の再度入札の時期は、次のとおりとする。
ア 日時：令和5年2月13日（月）15時00分
イ 場所：陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地 会計隊入札室
- (6) 再度入札において郵便により参加する場合は、令和5年2月13日（月）12時00分までを期限とし、入札書を内封筒に入れ、内封筒に会社名・入札日時・件名及び入札書在中と朱書きにより明記して郵送し、発送者の責により到着の確認をすること。
- (7) その他の事項については、入札説明書による。
- (8) 入札説明書の第3号に示す書類の提出期限は、令和5年2月8日（水）12時00分までとする。
- (9) 請負業者の請求額に対する官側の振込手数料については、請負業者の負担とする。

11 入札及び契約時項に関する連絡先

〒412-8550

静岡県御殿場市中畑2092-2 陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地

第433会計隊契約班 担当：西村

電話：0550-89-0711（内線：464）

FAX：同上（要交換切替）（内線：487）